

福祉文教常任委員会開催状況

1. 日 時 平成27年6月16日（火）

午前10時56分 開会

午前11時56分 休憩

午後 1時10分 再開

午後 2時21分 閉会

2. 場 所 第3委員会室

3. 出席委員 宮橋勝栄委員長、浅村起嘉副委員長、木下裕介委員、吉本慎太郎委員、川崎順次委員、浅野清利委員、灰田昌典委員

4. 欠席委員 なし

5. 委員会の議題

(1) 議案審議（3件）

議案第51号 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 小松市教育センター条例の一部を改正する条例について

議案第57号 専決処分の承認を求めることについて中

平成26年度

専決第9号 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

報告第10号 専決処分の報告について

(2) 閉会中の継続調査（審査）の申し出について

6. 委員長報告の要旨

福祉文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。当委員会に付託されました案件は、議案第51号 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを初めとする議案3件であります。

これらの各案件につきまして、活発な質疑応答を行い、終始慎重なる審査を行いました結果、全会一致をもって、いずれも原案どおり可決・承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において、様々な意見や要望が出されましたので、所管事項に関して、その一端を御報告申し上げます。

はじめに、特定健康診査についてであります。

メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病やその他の疾病を早期発見し、適切な保健指導や治療につなげることを目的に実施しているこの特定健康診査については、特に40歳から50歳代の受診率が低迷しているとのことであります。

仕事や家庭等で多忙な市民がより受診しやすい環境を整備していくためにも、他市が行っている先進事例等を参考に、様々な工夫を重ねていくよう求めました。

次に、すこやかセンターと発達支援センターの併設についてであります。

7月1日より、発達支援センターがすこやかセンター内に移設され、両施設が併設されることになりました。このことにより、未就学児の発達や育児に関する相談体制が一元化されるとともに、発達障がい早期発見・早期療育にも重点的に取り組んでいくことが出来るようになるとのことであります。

今後は、子どもの発達段階におけるさまざまな悩みにワンストップで対応できる施設として、より市民に信頼され、利用しやすい施設となるよう期待するものであります。

次に、学校給食調理等の業務委託についてであります。

現在市内全ての小中学校において「自校調理方式」「地場産物の積極的な活用」を行い、部分的に調理業務の委託化を図りながら、「おいしい学校給食」の提供を行っているところであります。しかし、アレルギー対応や衛生的に安全・安心な環境づくり等、よりきめ細かな対応が求められている中、民間の専門的な知識・技術を活用し、より質の高い調理業務を図っていくため、現在、市調理員が行っている調理作業や洗浄業務等について委託範囲を拡大するものであります。

委託業者の選定にあたっては、現在の市調理員の雇用問題に十分配慮するとともに、本来の学校給食の意義・目的をしっかりと果たせるものとなるよう特段の配慮を求めました。

次に、「こまつチャレンジスクール」についてであります。

本事業は、全国学力・学習状況調査の分析結果を基に、小松市全体として学力が不足している分野の克服を目的に、各小中学校において、元教員等を講師とした土曜学習を実施するものであります。

市内の小中学生の学力向上に資する本事業に期待する一方、より多くの児童生徒が参加するよう生徒や保護者に対し積極的な働きかけを行うとともに、今後は多様な学習の機会として発展させていくよう求めました。

次に、教科書採択についてであります。

これまで教科書採択は、能美市、川北町とともに共同採択地区を構成して行ってきましたが、今回は小松市単独で行うことになったとのことであります。これは、前回の平成23年度の中学校用の歴史・公民教科書と、昨年の小学校用の音楽教科書について、小松市内の学校で使用する教科書の採択をする権限を有する小松市教育委員会が選びたいとする教科書が、共同採択地区との意見の相違から最終的に採択できなかったこと、また本市の教育の重点や児童生徒の学力の定着状況、本市独自の教育活動、教科書の特性等の視点を重要視したいとの意向により、県に対し、単独採択地区への変更について意見を伝え、決定されたものであります。

実際の教科書採択においては、研究員による採択のための参考資料の作成について、公平公正な観点から偏重のないものとする事、また教科書展示会については、小松市立学校PTA連合会にも案内するなど保護者との協力の中で行うこと、そして教育委員会の責任において適切な教科書の採択するよう求めました。さらに、昨年採択されなかった小学校用音楽教科書については、副教材などとして活用することを求めました。

最後に、小松市教育大綱についてであります。

地方教育行政制度改革の一環として、本年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、教育の高度化はもとより、幼児教育から義務教育、高等教育への一貫した教育、企業や地域と一体となった教育など、今後の小松市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するものであります。

大綱の策定にあたっては、教育基本法の主旨や文言を十分に参酌するとともに、本市では法令によって教育委員会にて事務管理と執行をすることとなっているスポーツ並びに文化について条例において市長部局が担っており、また、今後、公民館等の生涯学習に関することも市長部局にて補助執行されることが予定されることから、市の部局間内

の連携の強化はもちろんのこと、近隣他市の教育委員会との連携を十分に図っていくよう求めました。

以上、本委員会の報告といたします。